

新潟県条例第95号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前		
別表第2（第10条関係）						
(1) (略)						
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合						
区分	単位	金額			金額	
		新潟市	新潟市以外の市	町	村	新潟市
電柱	(略)	980円	450円	350円	1,200円	560円
その他		1,500円	700円	540円	1,800円	860円
その他		2,000円	940円	730円	2,400円	1,200円
第1種電柱		870円	410円	310円	1,000円	500円
第2種電柱		1,400円	650円	500円	1,600円	800円
第3種電柱		1,900円	890円	690円	2,300円	1,100円
その他の柱類		87円	41円	31円	100円	50円
水道管、下水道	(略)	79円	37円	28円	92円	45円
水道管、下水道		100円	49円	38円	120円	60円
ガス管		210円	97円	75円	250円	120円
その他		520円	240円	190円	620円	300円

のもの 外径が1メートル以上のもの	1,000円	490円	380円
	(略)	810円	630円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	730円	340円	260円
	(略)	22円	11円
郵便差出箱及び信書便差出箱	180円	20円	10円
	(略)	650円	500円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1,400円	200円	97円
	(略)	200円	97円
標識	1,800円	200円	200円
	(略)	200円	200円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	1,800円	200円	97円
	(略)	200円	97円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	1,800円	200円	97円
	(略)	200円	97円
(3)～(8) (略)			
のもの 外径が1メートル以上のもの	1,200円	600円	
	(略)	1,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	860円	420円	
	(略)	22円	
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	240円	20円	
	(略)	20円	
標識	1,600円	800円	
	(略)	200円	
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	2,400円	200円	
	(略)	200円	
土石、竹木その他の工事用材料の置場	2,400円	200円	
	(略)	200円	
(3)～(8) (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

